

笛吹市有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、市が実施する市の公共物等に掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めることにより、市の経営資源を積極的かつ効率的に活用し、新たな財源を確保するとともに、企業等との協働により行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第2条 有料広告の掲載の対象となる公共物等(以下「広告掲載対象物等」という。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が広告掲載について適当でないとしたときは、この限りでない。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の施設及び物品
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当であると認められたもの

(広告の掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる風俗営業に関するもの
- (5) 政治又は宗教に関するもの
- (6) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認められたもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 同一の広告掲載対象物等について、広告掲載希望が複数あるときの掲載する広告の順位は、次の各号の順位とする。この場合において、同順位のものが複数あるときの決定方法は、市長が別に定める。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告

(3) 前2号に掲げる広告以外の広告

(広告規格等)

第5条 広告の規格、数量、掲載料、掲載期間等は、広告掲載対象物等ごとに市長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 広報紙等による公募

(2) 第4条第1号及び第2号に掲げる団体への案内

(3) 広告代理店による募集

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載申込結果の通知)

第8条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、有料広告掲載申込結果通知書(様式第2号)又は有料広告非掲載決定通知書(様式第3号)により、申込者に通知する。

(広告掲載料の納付及び経費の負担)

第9条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が定める期日までに広告掲載料を全額納付するものとする。

2 広告の版下原稿及び電子データ等の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の還付)

第10条 広告掲載料は還付しない。ただし、広告掲載料の納付後、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 広告主は、その責めに帰すべき理由により広告掲載ができなくなり、市に損害を与えたとき又は広告の内容により市及び市民等に不利益や実害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、誇大広告、事実と異なる内容等により、市民等に不利益や実害を与えたときは、速やかに、この処理に当たらなければならない。

(広告代理店への業務委託)

第 13 条 市長は、第 6 条第 3 号の業務の他、広告の作成等を広告代理店に業務委託することができる。

(広告掲載審査委員会)

第 14 条 第 8 条に規定する広告掲載対象物等に掲載する広告の掲載の可否を審査するため、笛吹市広告掲載審査委員会 (以下「委員会」という。) を置くものとする。

- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、経営政策部長をもって充て、委員は、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 6 委員長は、広告掲載対象物等及び内容に関連する所管の課長を委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 7 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 前項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じ、回議による審査をすることができる。
- 9 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、有料広告掲載の取扱いについて、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。